

ガソリンの適正な使用をお願いします！

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、ガソリンの適正な使用の徹底のため、**令和2年2月1日**からガソリンスタンドにおいて、**ガソリンを容器で購入される方**に対して法令で**本人確認**（運転免許証の提示など）、**使用目的の確認**が、義務付けられることとなりました。

このことから、関連団体の上川北部石油業協同組合、上川北部危険物安全協会へガソリンの適正な使用について協力を要請しました。



協力要請 令和2年1月29日

今後、ガソリンスタンドでガソリンを容器で購入する場合は、**本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成**が義務付けられることから、ガソリンを容器で購入する場合は、運転免許証などの**身分証が必要**になります。

本人確認や使用目的が確認できない場合は、法令によりガソリンを販売できませんので、ご理解とご協力をお願いします。

【ガソリンを携行缶で購入する場合の注意点について】

- ガソリンを容器で購入する場合は、消防法令に適合した容器（性能試験において基準に適合したもの：危険物保安技術協会で性能確認済みのものとして、5ℓ、10ℓ、20ℓ型の金属製容器が市販されています）を使用しなければなりません。
- ガソリンを容器で購入し、乗用車（ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む）でガソリンを運搬する場合は、**最大容積22ℓ**以下の**金属製容器**でなければなりません。
- セルフ方式のガソリンスタンドでは、顧客自らがガソリンを容器へ詰め替えることはできませんので、従業員へご相談ください。
- ガソリンをエンジンオイル缶、一斗缶、灯油用ポリ容器等に詰め替えることは**非常に危険**ですので行わないでください。
- 運搬容器の基準、積載方法の基準に関する違反に対しては、消防法により罰則が規定されています。